

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

平成24年3月30日

潜熱回収型ガス給湯器等によるドレン排水の取扱いは地方公共団体毎に異なっており、また、「規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)」において、潜熱回収型給湯器等によるドレン排水の取扱いを自治体が定めるにあたっての参考に資するため、水質や公衆衛生の観点から国がガイドラインを策定することとされています。

国土交通省では、上記を受けて、各地方公共団体における潜熱回収型ガス給湯器等から発生するドレン排水の取扱いの方針や考え方を検討する際の参考に資するためのガイドラインを策定することを目的として、(社)日本下水道協会と共同で、排水設備等制度調査専門委員会(委員長:中坪雄二東京都下水道局施設管理部排水設備課長)の下に、外部有識者からなる潜熱回収型給湯器ドレン排水取扱検討委員会を平成23年度に設置し、その審議の結果、添付のとおり「潜熱回収型ガス給湯器等のドレン排水の取扱い」がとりまとめられました。

各地方公共団体におかれましては、今後ドレン排水の取扱いを定める際に本取扱いを参考として下さい。

国土交通省では、上記を受けて、下水道部下水道企画課課長通知として、都道府県・政令市に本取扱いを発出しました。

※本取扱い本文については、別添の資料をご参照願います。

添付資料

[潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて \(PDF ファイル\)](#) 

お問い合わせ先

国土交通省水管・国土保全局下水道部下水道企画課 岩崎、堀、澤田、金澤

TEL: (03)5253-811(内線34134)

平成 24 年 3 月 28 日

潜熱回収型ガス給湯器等 ドレン排水の取扱いについて

1. 目的

近年、地球温暖化対策の一つとして家庭への普及が促進されている高効率給湯器のうち、潜熱回収機構を有する給湯器等（以下、「潜熱回収型ガス給湯器」という。）においては、その構造上、ガス燃焼由来の凝縮水であるドレン排水（以下、「ドレン排水」という。）が一定量発生する。

このドレン排水を含む生活に起因する排水については、原則、下水道法第2条により「汚水」に分類され、污水系統の排水設備に排出することとなる。

一方で、ドレン排水の排出量が微量であること、水質を一定に保つ機構を装置内に有していることなどから、ドレン排水を雨水と同様の取扱いとして雨水系統の排水設備への排出を認めている自治体もあり、自治体によってドレン排水の取扱いは異なっている。

ドレン排水の取扱いについては、各自治体が諸条件を検討し判断することとなるが、ドレン排水に対する明確な取扱いを定めていない自治体が多く、潜熱回収型ガス給湯器の普及拡大において課題となっているとともに、不明確な取扱いは後々の誤接合の原因ともなる。

したがって、本取扱いは、各自治体においてドレン排水の取扱いを定めるにあたっての参考に資するため、基礎資料をまとめるとともに、基本的な考え方及び留意事項を整理するものである。

2. 潜熱回収型ガス給湯器とドレン排水の性状

(1) 対象とする潜熱回収型ガス給湯器

本取扱いにおいて対象とする潜熱回収型ガス給湯器は、主として家庭用の給湯及び暖房に使用される潜熱回収機構を有する潜熱回収型ガス給湯器（給湯専用器、風呂給湯器、温水熱源器及び温水システムに構成されるもの）で、一般財団法人日本ガス機器検査協会（以下、「JIA」という。）が貼付するガス機器認証マークを有するものとする。

なお、潜熱回収型ガス給湯器の構造及びドレンの発生メカニズム、ドレン排水の水処理機構と安全装置、性能の担保等については、「参考資料（2）潜熱回収型ガス給湯器の構造等」に記載するとおりである。

(2) ドレン排水の性状

対象とする潜熱回収型ガス給湯器におけるドレン排水の発生量及び排出水の水質などの性状は、「参考資料（3）ドレン排水の性状」に記載するとおりである。

なお、潜熱回収型ガス給湯器の各耐用期間及び各季節の水質については、下水道法第8条の規定に基づく下水道法施行令第6条「放流水の水質の技術上の基準」及び水質汚濁防止法第3条の規定に基づく排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）第1条「排水基準」（別表第一及び第二）に定める水質項目について試験を行った値を参考に示している。

3. 基本的な考え方及び留意事項

(1) 基本的な考え方

ドレン排水については生活に起因する排水であることから、下水道法第2条により「汚水」に分類され、汚水系統の排水設備に排出する取り扱いになると認識される。しかし、潜熱回収型ガス給湯器の普及は地球温暖化対策に寄与すること、「2. 潜熱回収型ガス給湯器とドレン排水の性状」に示すとおり、ドレン排水は燃焼由来であり、排出量が微量であること及び水質を一定に保つ機構を有し、その性能が担保されることが確認されていることから、各自治体が公共下水道の整備状況（分・合流式等整備手法を含む）及び地域の公共用水域への影響等を勘案しつつ、ドレン排水を“雨水と同様の取扱い”とし、必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能である。

いずれにしても、ドレン排水の排出先及び排出方法などの取扱いについては、本取扱いを参考に、各自治体が自らの判断により消費者や事業者からの問い合わせに対し統一的な対応を行うこととし、かつ、広く一般に周知することが望ましい。

(2) 留意事項

- 1) ドレン排水の取扱いを定めるにあたっては、以下の点に留意して検討し判断する必要がある。
 - ・ 雨水管等からの排出先である河川又は海域の環境基準など公共用水域への影響。
 - ・ 側溝等宅地の地先に排出される場合などにおける周辺の生活環境への影響。例えば、側溝や側溝までに滞留する水に起因する害虫発生等のリスクなど。
 - ・ 宅地内雨水浸透を行なっている家屋に対する取り扱い。
- 2) ドレン排水を雨水系統の排水設備への排出を可とする場合においては、以下について留意するよう排水設備の設置等を指導する必要がある。
 - ・ ドレン排水の排水管を雨水の縦樋に直接接合による雨水の潜熱回収型ガス給湯器内への溢水に対する配慮。
 - ・ ドレン排水を直接地先の側溝や共用通路等に排水する場合の飛散、溢水等への配慮。
 - ・ その他、ドレン排水の状況などの点検・確認等に支障のないように配慮。

4. その他

地球温暖化対策として普及対象とされる高効率給湯器のうち、ドレン排水を排出するものには、前記の他に「潜熱回収型石油給湯機」、「家庭用燃料電池システム（燃料電池ユニット、潜熱回収型バッカアップ給湯器）」があるが、ドレン排水の水質の検証および第三者機関による認証制度が確立することにより、今後、本取扱いの対象とすることができます。